

「総合的な学習の時間の指導法」実践報告

佐々木 隆

プロローグ

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に伴い 2019 年度より新教育課程による教職課程がスタートした。「総合的な学習の時間の指導法」は本務校では 3 年次配当となったため、2021 年前期にはじめての授業を担当した。教職課程ではじめて必修科目として設置された「総合的な学習の時間の指導法」について実際の履修学生の反応等を含め、実践報告としてまとめることとする。

1 「総合的な学習の時間」に関する考察

筆者はこれまでに「総合的な学習の時間」について以下のような考察を行って来た。

- ・『「総合的な学習の時間」に関する一考察—横断的・総合的・探求的な学習に向けて—』（『武蔵野教育研究』第 3 巻第 13 号、武蔵野教育研究会、2017 年 11 月）、1-13
- ・「評価に関する一考察—総合的な学習の時間と特別活動について」（『武蔵野教育研究』第 3 巻第 15 号、武蔵野教育研究会、2018 年 1 月）、1-17 頁
- ・「特別活動と総合的な学習の時間における人間形成の教育的意義」（『新教育課程研究』第 1 号、武蔵野教育研究会、2018 年 1 月）、1-15 頁
- ・「集団活動の意義—校外を意識して」（『武蔵野教育研究』第 3 巻第 16 号、武蔵野教育研究会、2018 年 2 月）、1-14 頁
- ・「人間関係の構築の必要性について」（『新教育課程研究』第 2 号、

武蔵野教育研究会、2018年2月)、1-17頁

- ・「超少子高齢社会における日本の教育改革—総合的な学習の時間の果たす役割—」(『高齢社会と地域』第1号、高齢社会研究会、2018年8月)、1-23頁
- ・「主体的・対話的で深い学びとは—総合的な探究の時間の教材の考察：超少子高齢社会を背景にして」(『高齢社会と地域』第2号、高齢社会研究会、2019年2月)、1-17頁
- ・「学習指導要領にみる総合的な学習の時間・総合的な探究の時間における評価の問題」(『新教育課程研究』第11号、武蔵野教育研究会、2019年10月)、1-16頁
- ・『総合的な学習の時間』に関する学生の意識」(『新教育課程研究』第17号、武蔵野教育研究会、2020年6月)、1-24頁

実際に総合的な学習の時間で教材として活用できるものについてはこれまでも取り扱って来た。担当科目である国際文化交流、ポップカルチャー論、英語文学などにはその内容が含まれている。SDGsをはじめ、オリンピック・パラリンピック、AIと職業、日本のアニメの海外評価など、横断的、探求的な内容である。

2 「総合的な学習の時間の指導法」のシラバス

教育職員免許法施行規則では「総合的な学習の時間の指導法」は1単位の必修科目となっているが、筆者の本務校では再課程認定では2単位として教職課程のカリキュラムを編成したため、全15回の授業計画とシラバス⁽¹⁾となっている。

授業テーマ・授業概要 中学校及び高等学校の学習指導要領により
総合的な学習の時間に求められている探求的・横断的・総合的な学

習の意図を理解する。具体的な事例について検討する。検討に当たってはグループワークを活用するとともに、協同作業を通して問題解決していくことを学ぶ。また、協同作業等を通じた学びにおける評価の問題についても議論し、指導の仕方、学習活動の評価方法を理解する。

到達目標 探究的な見方・考え方をもちながら、横断的・総合的な学習を行うことを通して課題の解決に取り組み、総合的な学習の時間の指導法等について以下の観点を中心に進める。

知識：理解の観点：探究的・横断的・総合的な学習を説明できる。

汎用的技能の観点：インターネットを活用し、PCの各機能を駆使して、資料・教材研究をまとめ、適切に表現することができる。

態度・志向性の観点：広範な事象を多様な角度から俯瞰してとらえることができる。各教科等との関連を図り、具体的な事例を準備することができる。グループワークを通して、相手の考えを知り、主体的に参加することができる。

- 第1回 ガイダンス（授業計画の確認及び講義の進め方等について。遠隔授業の場合の対応の仕方について）学習指導要領より「知識基盤社会」「総合的な学習の時間」とは何か／教育課程における「総合的な学習の時間」の役割
- 第2回 探究的・横断的・総合的な学習とは何か／「総合的な学習の時間」の目標及び内容とは
- 第3回 主体的・対話的で深い学びによる総合的な学習とはどのようなことか／グループワーク：総合的な学習にふさわしい事例の検討／講評
- 第4回 事例 探求的な見方・考え方、横断的・総合的な学習の内容／グループワーク：教科を意識してどのような要素が含まれているかを検討する／講評
- 第5回 総合的な学習の時間の年間指導計画について及び単元計

画について／学習指導要領の「総合的な学習の時間」と単元についての理解を深める。

- 第 6 回 グループワーク 単元計画にみる主体的・対話的な学びについて／検討と講評
- 第 7 回 主体的・対話的な学びを通じた問題解決能力への導き（集団活動と人間関係）／グループワークの方法等について／「個と社会」に関するリサーチ及びグループワークの準備
- 第 8 回 総合的な学習の時間と特別活動との関連について（年間指導計画と地域との連携や社会教育施設等の利用）／課題「どのように総合的な学習の時間を実践するか」の提出／課題にむけてのリサーチ／社会教育施設にはどのようなものがあるかをリサーチ
- 第 9 回 探究的な学習の過程 1 指導方法について／リサーチ方法やインターネットの利用について
- 第 10 回 探究的な学習の過程 2 資料の作成方法について／情報機器を利用したプレゼンテーションについて
- 第 11 回 総合的な学習の時間の指導（グループワークと個人の役割を含む）
- 第 12 回 総合的な学習の時間の評価（グループワークと個人の役割を含む）
- 第 13 回 各教科の横断的・総合的な学習に内容の指導の観点について
- 第 14 回 グループワーク：探究的な学習の事例にはどのようなものがあるか／探究的な学習の具体的な事例とその指導方法について
- 第 15 回 グループワークのフィードバック
全体のまとめ（生徒の学習状況に関する評価と留意点につ

いて)

現在の教職課程はコアカリキュラムに沿った授業計画、シラバスを策定する必要がある。「総合的な学習の時間の指導法」のコアカリキュラム等は以下の通りである。

全体目標：総合的な学習の時間は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指す。
各教科等で育まれる見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究する学びを実現するために、指導計画の作成および具体的な指導の仕方、並びに学習活動の評価に関する知識・技能を身に付ける。

※養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を開設する場合は、(1)(2)を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

(1) 総合的な学習の時間の意義と原理

一般目標：総合的な学習の時間の意義や、各学校において目標及び内容を定める際の考え方を理解する。

到達目標：

- 1) 総合的な学習の時間の意義と教育課程において果たす役割について、教科を越えて必要となる資質・能力の育成の視点から理解している。
- 2) 学習指導要領における総合的な学習の時間の目標並びに各学校において目標及び内容を定める際の考え方や留意点を理解している。

(2) 総合的な学習の時間の指導計画の作成

一般目標：総合的な学習の時間の指導計画作成の考え方を理解し、その実現のために必要な基礎的な能力を身に付ける。

到達目標：

- 1) 各教科等との関連性を図りながら総合的な学習の時間の年間指導計画を作成することの重要性と、その具体的な事例を理解している。
- 2) 主体的・対話的で深い学びを実現するような、総合的な学習の時間の単元計画を作成することの重要性とその具体的な事例を理解している。

(3) 総合的な学習の時間の指導と評価

一般目標：総合的な学習の時間の指導と評価の考え方および実践上の留意点を理解する。

到達目標：

- 1) 探究的な学習の過程及びそれを実現するための具体的な手立てを理解している。
- 2) 総合的な学習の時間における児童及び生徒の学習状況に関する評価の方法及びその留意点を理解している。

当然のことであるが、コアカリキュラムに準拠して授業計画・シラバスを作成を策定しなければ再課程認定は通過することはできない。再課程認定の折り、筆者も再課程認定の教員審査を受審した上で、現在担当者となっている。

3 教育方法としてのインターネットと遠隔授業の活用

総合的な学習をどのように進め評価するか、校外の社会教育施設や関連施設をどのように利用していくかということについてはインターネッ

トを積極的に活用した。特に前者については文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官・渋谷一典が講師となった NITS 独立行政法人教職員支援機構「新学習指導要領編 No.47：新学習指導要領に対応した学習評価（中学校 総合的な学習の時間）」⁽²⁾と平成 30 年度国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業研究協議会「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教育課程や指導方法等の改善充実」のうちのひとつ北海道教育大学附属中学校・小路美和・柏敬太の発表⁽³⁾を活用した。特に後者は現場の教員がどのような準備をし、生徒がどのような活動をしたのかが明確に報告されていた。時間もそれぞれ短く、視聴のあとこれを題材に討論などができたことが有効であった。学習指導要領はあくまでも指針であり、現場でこれをどう実践するかを考える上で現場教員の発表は刺激的であった。

また、校外の社会教育施設や関連施設の活用については学生に発表させたが、その際、その施設がどのようなところをまだ行っていない学生に理解してもらうために各施設のホームページなどにアクセスすることや Google Map などで行った場所の確認などを行った。

さらに筆者は、「第 14 回 グループワーク：探究的な学習の事例にはどのようなものがあるか／探究的な学習の具体的な事例とその指導方法について」の中で情報通信技術を使つての授業についても補足することとなった。いわゆる遠隔授業に関する教育方法である。理由は 2 つある。第 1 に総合的な学習の時間として利用できるテーマ等について学生に発表してもらった時に SDGs 関係が最も多く、その他にもキャリア教育、AI の進歩と職業、インターネットの活用などがあったこと。第 2 に文部科学省総合教育政策局教育人材政策課より『『情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法（仮称）』について』（事務連絡、令和 3 年 4 月 16 日）が発信されことを受けて、現状できることを考えたからだ。受講しているのが大学 3 年生であったため、2020 年度の 1 年間、遠隔授業を体験していることもあり、その様子をヒアリングしながら、次

のような内容を取り上げた。学生は 2 年次に必修科目で ZOOM と Google Classroom による授業を全員が 1 年間体験している。

- 1 大学が Gmail を使用しているため、Google Meet の使い方を扱った。教室に教員（主催）側の画面をプロジェクターで投影し、教員側の画面と学生側の画面の見え方の違いなどについて体験してもらった。
- 2 大学が学生全員に i-pad を貸与しているため、i-pad での見え方、また、当日はノート型 PC を持参している学生、i-phone を使用している学生もいたため、異なったデジタルツールでそれぞれの見え方や使い方についても学生同士でサポートしながら体験してもらった。
- 3 双方性の情報通信技術として容易に利用可能なものとして ZOOM、Google Meet、SKYPE、Microsoft Team なども体験してもらった。

学生として遠隔授業を体験していれば、遠隔授業での長所・短所についてはより深い理解が期待できる。単にデジタルネイティブである世代というだけではデジタルツールを使いこなせるわけでもなく、また、将来教員として苦も無く遠隔授業を教育方法として活用できるわけではない。遠隔授業を学生として経験し、教育方法のあり方、評価のあり方などを教職課程で学んだことによって、よりよい遠隔授業を今後構築できる可能性が広がるだろう。

4 「総合的な学習の時間の指導法」で学生が考えたこと

2021 年 7 月 13 日の前期最終授業日に「総合的な学習の時間を自分が教員になって行うとしたらどんなことが一番難しそうか？」と問いかけ

た。これをペーパーで回答してもらった。いくつかを紹介したい。(括弧内は筆者が補足した)

- ・考え方も多種多様なので、正解が幅広くあることが多いことです。人によつての価値感(観)はもちろん、ディスカッションの仕方だったりも不正解はあつても正解を明言することは難しいため、生徒の評価に苦労しそうです。また、やるからには活々として欲しいので、内容の選定なども同学年の担任としっかり話し合った上で決めていなければならないと考えます。
- ・「どうしたら生徒が意欲的に授業を受けてもらうか」と言う部分に関しては様々な科目を要素を混ぜ込むことさえできれば、関心・興味等が多様でも生徒を巻き込んで授業をしていくことは、他の科目に比べると柔軟に考えていくことができると考えている。つまり、関心・興味等を湧かせた横断的な学習指導の方法を考えていくことが1番難しいと考えることである。
- ・総合的な学習の時間を通して、各生徒がどのような力をどれくらい伸ばしたのか評価・判断がとても難しいと思った。活動自体には、各学校の方針や学年に合わせた目的やテーマが設定される。それらが担当教員の理解があるもの、私であれば英語に対しての評価は適切にできると思う。しかし、授業で扱った理科の仮定を立て検証し結果・考察の流れを使われたとき、私には理科の知識はないので、見逃してしまうと思った。横断的な活動をするからこそ教員にとって理解ないものへの評価が一番難しいと感じた。

筆者が学生に授業でよく伝えていたのは「総合的な学習の時間には教科書がない」ということだ。また、「中学・高等学校の教員は教科毎に免許状が発行されるが、どの教科の教員であろうと総合的な学習の時間を担当することになる」をかなり強調した。この影響はかなりあつたと思

われる。テーマをどのように設定するか、どのような活動を行うか、どのような評価の基準を設けるかは学生はかなり意識したことが伺える。グループ活動が多くなるだけに、評価が難しいところである。受講学生は英語科の教員免許を目指しているため、いわゆる理系の内容について苦手意識がある学生がいることも理解できるところだ。しかし、実際には教員がひとりで総合的な学習の時間を担当するとういよりは、学年ごとによる実施が予想されるため、複数教員による担当が見込まれるため、教員もまさに協働指導ということになるだろう。

授業計画「第8回 総合的な学習の時間と特別活動との関連について（年間指導計画と地域との連携や社会教育施設等の利用）」における社会教育施設等では学生が紹介したものは、学生自身がこれまで家族で出かけたところ、あるいは小中高等学校の遠足や社会科見学などで利用した施設が中心であった。現在では各施設もある程度ホームページ等により施設の概要などがわかるようになってきているが、実際に利用したことがあるかどうかは紹介する際に大きな要因になっていることは想像がつくところだ。学生が実際に取り上げた施設などは次のように分類できる。

防災施設、環境衛生センター、キッズニア 等

学習指導要領では次のような目標が掲げられている。

第1 目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。

- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。⁽⁵⁾

教科書がないという中で「実社会や実生活の中から問いを見出し」ていくことになるため、学校としてこれまで蓄積してきた実績はもちろんであるが、各教員のこれまでの体験知は生徒を導いていく教材になる。

教員のほうからテーマとなりやすものとして提示したものは以下の通りだ。おもに、副教材『2021 総合的の学習の時間の指導法』⁽⁶⁾でこれを示した。

- ・高齢社会

- 高齢社会の定義（WHO や厚生労働省）

- 介護の問題 → 老老介護

- 高齢者の生活支援の問題 → 定年と年金支給年齢との関係

- 超高齢社会 → 長寿社会 → 学び直しのリカレント教育、生涯教育＋余暇の過ごし方 → 異年齢交流

- ・少子化社会

- 少子化社会の定義（WHO や厚生労働省）

- 人口の減少 → 労働力不足 → 外国人労働者の問題 → 外国人の労働ビザの緩和 → 移民の可否

- 労働力不足の解消 → 女性の社会への進出＋AI を備えたロボットの導入＋外国人労働者の問題

- AI の導入 → 働き方改革の導入

- AI の導入 → 教育の変革 → 小学校でのプログラミング導入

AI と人間性 → チャップリン『独裁者』の演説

・異年齢交流

教育現場 → 高齢者施設等への訪問 → ボランティア

・環境問題

自然と開発 → 災害との関係 → 防災 → 危機管理

ごみの分別 → 4R (Refuse, Reduce, Reuse, Recycle)

CO2 削減 → エコカー＋原子力発電所

築地から豊洲市場への移転問題

・食への注目

教育と食 → 食育＋給食の考え方

フードロスとフードバンク

生産者と消費者

・情報化

インターネットの活用＋デジタル化 → 教育現場での取り組み＋

情報倫理・モラル → 不適切な動画等の投稿＋匿名性＋承認欲

求＋情報の発信 → 現実の世界とサイバー世界

・オリンピック・パラリンピック

オリンピック → スポーツとは何か（スポーツと運動）＋オリンピックと政治／国威発揚の問題＋オリンピックの変化（アマチュアリズムからビジネス化）＋ドーピングの問題

パラリンピック → リハビリとスポーツ → 障害者スポーツ＋アダプテッドスポーツ＋パラスポーツ

スポーツとは何か → パブリックスクール（自由と規律）→ 教育と運動（スポーツ）／eスポーツの行方／超人スポーツの今後

TOKYO2020 → COVID-19 と TOKYO2020 の開催／国立競技場のコンペのその後／エンブレム選定の行程と問題／2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長の辞任とその後／2020 年東京オリンピック・パラリンピック開閉式メ

メンバーの辞任騒動

・多様性の問題

LGBTQ → 文化と法令上の取り扱い／男女の呼称や表現

→ 日本語と英語の場合

パスポートの問題

平等と公正（配慮の問題）／健常者と障害者 → 教育現場と実社会

断片的であるが、実際にはさらに派生的な広がりを見せている。学生が初めから SDGs (Sustainable Development Goals) を取り上げるとして進めたのに対して、筆者が示したものはどちらかと言えば、具体的な内容であり、これをそれぞれ突き詰めて論じていけば、SDGs に辿りつくことになる。日常的な生活レベルで考えたことが、発展的に SDGs に結び付くほうがより自然な理解、探求心が生まれると考えているからである。また、同じテーマでも中学生と高校生ではその深度が異なること、さらに選挙権が現在 18 歳以上であること、成人年齢が民法の改正に伴い 2022 年より 18 歳に引き下げされることなどを考えると、特に高校生の場合には好むと好まざるに拘わらず、政治に拘わる問題にも発展する可能性を十分に有していることも見逃せない点であろう。

エピソード

再課程認定の際に新たに設置された「総合的な学習の時間の指導法」の講義を 2021 年前期に担当し、その実践報告及び振り返りを行うために今回まとめた。法令的には 1 単位でよいが、本学では 2 単位で設置したため、授業計画などもコアカリキュラムを取り込むだけでなく、さらに充実したものとした。今回の実践報告で確認できたこと、改善を要する点について整理しておきたい。

確認事項

- ・総合的な学習の時間は小中高等学校では必修であること。
- ・中学校・高等学校では3年間で計画と、1年間の計画とが必要であること。
- ・教科書がないため、テーマ等を学校が地域性などを生かした独自のものを設定することがある。
- ・評価においてはグループワーク、グループ発表の際、個人に対して行う。
- ・中学校・高等学校でも同じテーマを扱うことができるが、扱う範囲や内容、ディスカッションする深度について分けてもよい。

改善を要する点

- ・テーマとして安易にSDGsを扱おうとする傾向がある。確かに話題として豊富であり、教育的内容を多く含んでいるが、SDGsを直接扱うというよりは、選んだテーマが結果的にSDGsにつながるような考え方になるように、なぜそのテーマを選ぶのか、そのテーマを選ぶことによって何が明らかになるかといった Research (and) Question が明確になるような指導の必要性を強く感じた。
- ・グループ発表における評価について、グループ内における個人の役割や取り組みはもちろんだが、グループ全体としてのパフォーマンスについてどのように位置付けるかの必要性を感じた。
- ・リサーチの際、フィールドワーク等で生徒が学外で活動する際における安全確保・費用の問題等についても理解をもう少し深めさせる必要がある。

履修学生の多くがテーマの設定や評価の仕方に難しさを感じたことは、総合的な学習の時間の性格を考えるとむしろ真剣に取り組んだ結果と言

える。次年度に向けてシラバスや授業計画の変更は考えていないが、学生の指導等において「改善を要する点」を意識しながら、2022年度の授業改善（授業の進め方、テーマの設定等をどのように考えるか等）とその準備を行いたい。

注

- (1) 佐々木隆「シラバス 総合的な学習の時間の指導法」、
http://portal-k.musashino.ac.jp/Kyoin/web/Syllabus/WebSyllabusSansho/UI/WSL_SyllabusSansho2.aspx?P1=02101270&P2=2021&P3=20210401、2021年4月26日アクセス。
- (2) NITS 独立行政法人教職員支援機構(2020)。「新学習指導要領編 No. 47：新学習指導要領に対応した学習評価（中学校 総合的な学習の時間）」、<https://www.youtube.com/watch?v=B0ibwLD53As&t=16s>、2021年6月20日アクセス。
- (3) 平成30年度国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業研究協議会「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教育課程や指導方法等の改善充実」、<https://www.youtube.com/watch?v=ZBEqboWFLd4&t=1s>、2021年6月20日アクセス。
- (4) Marc Prensky “Digital Natives, Digital Immigrants.” On the Horizon. Vol.9 No.5, MCB University Press, 2001).
<https://www.marcprensky.com/writing/prensky%20%20digital%20natives,%20digital%20immigrants%20%20part1.pdf#search='digital++natives%2C+digital+immigrants'>、2021年4月29日アクセス。
- (5) 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総合的な学習の時間編』、文部科学省、2017年7月）、p.8。
- (6) 佐々木隆『2021 総合的な学習の時間の指導法』

<https://ssk.econfn.com/kougi/sougousidou2021.pdf>、2021年8月18日アクセス。

【キーワード】 総合的な学習の時間の指導法、教育方法、評価、テーマ、経験知

執筆者一覧

佐々木 隆 武蔵野学院大学教授

新教育課程研究 第26号

2021年12月30日 発行

武蔵野教育研究会 編集・発行

〒350-1328

埼玉県狭山市広瀬台3丁目26番1号

武蔵野教育研究会事務局

武蔵野学院大学 佐々木隆研究室

Studies on New Curriculum

Number 26

30 December, 2021

The Society of Musashino Education Studies